

議案第55号

さいたま市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について
さいたま市保育の実施に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

平成27年2月4日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市保育の実施に関する条例を廃止する条例

さいたま市保育の実施に関する条例（平成13年さいたま市条例第176号）は、
廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による廃止前のさいたま市保育の実施に関する条例の規定によりなされた保育の実施については、なお従前の例による。